

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 の一部を改正する法律案（骨子）について

平成 18 年 2 月  
農林水産省総合食料局

## 趣 旨

主要食糧である麦について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案に基づく新たな農業経営安定対策への転換に対応するとともに、民間流通を基本とした麦全体の需給及び価格の安定を図るため、国内産麦の政府無制限買入制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定し、その見通しに基づき国内産麦の生産並びに外国産麦の輸入及び備蓄を行うこととする等の所要の改正を行う。

## 改正の内容

- 1 麦の政府無制限買入制度の廃止  
新たな経営安定対策が導入されることから、政府買入価格による国内産麦の政府無制限買入制度を廃止する。  
〔 国内産麦は、既に平成 17 年産において全量が民間流通に移行。 〕
- 2 麦の需給見通しの策定等  
国内産麦の生産及び民間流通の確保を図るとともに、外国産麦の安定的な供給を実施するため、農林水産大臣が客観的なデータに基づき麦の需給見通しを策定する。
- 3 麦の標準売渡価格制度の廃止  
政府保有麦（外国産麦）の売渡しを年間を通じて固定的な価格で行う標準売渡価格制度を廃止し（米穀については既に廃止）、外国産米穀の売渡しと同様、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡す仕組みとする。
- 4 S B S 方式の導入  
実需者の多様なニーズに国家貿易の枠内で柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されている S B S 方式を導入する。  
〔 S B S ( Simultaneous Buy and Sell ( 売買同時契約 ) ) 方式とは、輸入業者と国内の買受予定者が、連名で外国産麦の「政府への売渡し」と「政府からの買受け」に関する申込みを行う契約方式。 〕

## 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日とする。

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

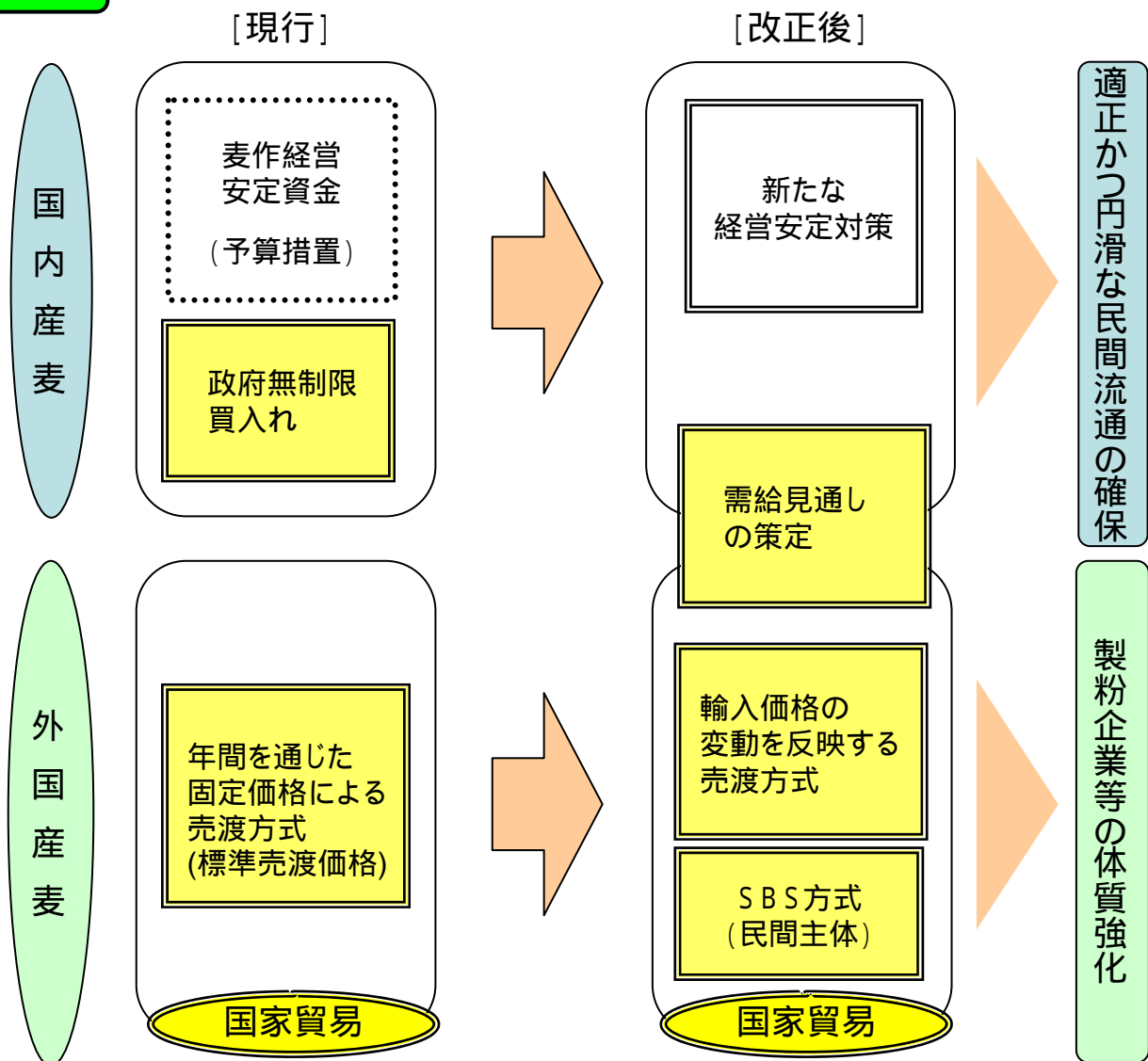
## 趣旨

国内産麦については、民間流通を基本とし、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案に基づく新たな農業経営安定対策への転換に対応するため、政府無制限買入制度を廃止

麦の需給見通しの策定と、これに基づく生産並びに外国産麦の輸入及び備蓄の円滑な実施（国家貿易は維持）

外国産麦については、製粉企業等の国際競争力の強化に資するため、売渡方式を変更

## 内容



SBS（売買同時契約）方式とは、国家貿易の枠内で実需者のニーズに柔軟に対応できる民間主体の輸入方式。

# 今後の麦政策のあり方

(食糧法改正関係部分抜すい)

平成 1 8 年 2 月

農 林 水 産 省

## 麦の政府無制限買入制度の廃止について

(P3、下から11行目以下)

### 1 品目横断的経営安定対策の導入に伴う既存施策の整理

(1) 麦を含む複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作に係る品目については、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目した品目横断的経営安定対策を、別紙のとおり導入することとされた。

(2) この対策を麦についてみると、小麦は品質・生産性の向上が、大麦・はだか麦は品質・生産性の向上に加えて生産の安定化がそれぞれ課題となっている中で、単に面積に基づく支払だけでなく、各年の生産量・品質に基づく支払も実施することとされており、各課題の解決に資するものとなっている。

また、麦の生産状況をみると、経営規模の小さい都府県の水田作地帯を中心として、個々に農業経営を行う農業者・法人のほか、集落営農・麦作集団が多数存在しているが、これらが果たしている役割を踏まえ、これらのうち、別紙の要件を満たすものについては対策の対象に位置付けられたところである。

(3) (1)のような品目横断的経営安定対策の導入は、以下のとおり、現行の麦作経営安定資金等既存制度・施策からの転換となるが、その転換に際しては、現行の国内産麦について需要に応じた良品質麦生産を推進することにより、外国産麦の安定的な輸入と相まって、麦の安定供給を確保するという施策の基本的な方向性に即したものとする必要がある。

麦作経営安定資金は、麦大綱において、それまでの国による無制限買入れから民間流通に移行するに際して生産者の経営安定等を図るための措置として、麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内産麦の生産コストに着目し設けられたものであるが、今回導入される品目横断的経営安定対策と機能が重複するため、これを廃止し、同対策へ移行することが必要である。

また、無制限買入れについても、麦作経営安定資金を含めて農政全体の方向が品目別対策から品目横断的経営安定対策へ転換することにより、政府買入価格の持つ麦の再生産確保機能が新たな対策に代替される中、これを存置した場合、制度全体の整合性を保てなくなること、麦大綱においても、「民間流通の定着に伴い、政府買入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途は残す」と整理されたが、民間流通については17年産において既に100%定着した中で、この経過措置としての役割も終了したと考えられること等から、引き続き適正かつ円滑な民間流通を確保しつつ、廃止の方向で整理することが必要である。なお、これに伴い、国内産麦の売渡しもなくなる。

## 麦の需給見通しの策定等

(P4、下から15行目以下)

(4) 麦大綱は、従来の無制限買入れの結果として、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産のミスマッチが大幅に発生していたため、需要に応じた良品質麦の生産を推進する観点から、無制限買入れから民間流通に移行し、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入することをその基本的な目的とした。このような民間流通に基づき実需者ニーズに応じた良品質麦の生産を推進するという方向性は今後とも変わることはないと考えられる。

その際、麦大綱の策定から7年間で民間流通が100%達成されたが、このように短期間かつ円滑に民間流通が定着化したのは、生産者や実需者の努力によるところが大きいものの、その背景には現行の食糧法に規定された内外麦に係る制度の枠組みがあったことも事実であり、このため、今回の品目別対策から品目横断的経営安定対策への転換に伴う麦に関する制度の変更に際し、無制限買入れの廃止についての生産者の不安感を払拭する必要があるとの意見も踏まえつつ、国内産麦について今後とも適正かつ円滑な民間流通が確保されるよう、麦の全体需給を示すなどその条件整備を図ることが必要である。

(P7、上から1行目以下)

### 1 国家貿易の維持

麦は国民生活上重要な品目であるため、国内産麦について適正かつ円滑な民間流通を基本とした施策を講ずるほか、需要量の9割近くを占める外国産麦について、その安定供給を図る必要がある。

このため、現在、我が国の需要に応えられる多様かつ良品質な麦を安定的に輸出できる国は、米・加・豪の3国(加・豪は輸出国家貿易)であること、また、多様かつ良品質な麦を効率的かつ安定的に供給するためには、現在のインフラの整備状況に即した配船を行う必要があること等から、当面、引き続き、麦について国家貿易を維持することが必要である。

また、このような国家貿易は、麦に関する制度の基本的な枠組みとして、国内産麦の民間流通の定着に資してきたことに十分留意する必要がある。

このためにも、麦の全体需給を示すことなどにより、それに基づく国内産麦の生産及び民間流通の定着と外国産麦の安定的な供給を図ることが必要である。

## 麦の標準売渡価格制度の廃止及びS B S方式の導入

( P 7、下から5行目以下)

### 3 外国産麦の売渡しの見直し

- (1) 外国産麦の流通については、港湾、サイロ等のインフラが整備されており、引き続き、このようなインフラの整備状況に即した計画的配送により効率的な物流を達成する必要がある。したがって、外国産麦の売渡しについては、引き続き、麦加工産業の需要に即した計画的な買付け、売渡しを実施することが必要である。
- (2) 上記のように、麦については、当面、引き続き、国家貿易を維持することが必要であるが、一方で国家貿易では最新時点における実需者の多様なニーズにきめ細かく対応することに限度があることも事実であり、このため、このような実需者ニーズに対応できるようにする等との観点から、米や飼料用大麦について既に導入されているS B S方式を、新たに麦についても導入する必要がある。
- なお、S B S方式の具体的な運用に当たっては、今後、関係者の意見を聴取しつつ、これを適切に実施する必要がある。
- (3) 外国産麦については、現在、国内産麦と同じく、毎年、標準売渡価格を定め、年間を通じて一定の価格で売渡しを行っているが、この標準売渡価格については、

国内産麦については、無制限買入れの廃止に伴い、これに基づく売渡しもなくなること

標準売渡価格は、当初は消費者の家計へインフレの影響が及ばないようにすることを目的に導入されたが、

- a 現時点ではこのようなインフレは想定し難いこと
- b 小麦粉価格も低下傾向で推移していること
- c 現在、標準売渡価格の算定の根拠とされている品目は、家計における小麦粉と精麦のみであり、パン・めん類等の麦製品の大宗は対象となっていないこと

同じ主要食糧である米についても、既に標準売渡価格は廃止され、市場実勢に即した売渡しが行われていること

等を踏まえると、その設定の根拠は現時点では見出し難いと考えられ、外国産麦についてもこれを廃止することが適当である。

標準売渡価格の廃止後における外国産麦の売渡しについては、買付価格(輸入委託商社に支払う買入委託代金)に一定のマークアップを上乗せした売渡価格となるが、このうち買付価格については、毎回の買付価格とするのか、一定期間ごとの買付価格の平均とするのかについては、効率的な物流を達成する等の観点に立ち、決定する必要がある。

# 農政改革関係法案について

## 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案[新法]

てん菜・でん粉原料用ばれいしょについては、新たな経営安定対策に移行

- ・ 『全農家対象の品目別価格対策』 ⇨ 『担い手限定の経営安定対策』 への転換
- ・ 対象農産物：米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
- ・ 対象者：経営規模等の要件を満たす、認定農業者又は特定農業団体その他の一定の要件を満たす農作業受託組織（一定の要件を満たす集落営農）
- ・ 交付金の内容：
  - ・ 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金（ゲタ）
  - ・ 収入の変動の影響を緩和するための交付金（ナラシ）
- ・ 交付金交付業務の適正執行の確保のための措置（強制徴収）

麦については、新たな経営安定対策に移行

## 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案

- ・ 砂糖・でん粉の原料作物の最低生産者価格の廃止、生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金の交付
- ・ でん粉に関する価格調整措置の創設
- ・ (独)農畜産業振興機構の業務の追加（でん粉の調整金徴収等）
  - ・ さとうきび・でん粉原料用かんしょについては、品目別経営安定対策として対応

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

- ・ 国内産麦の政府無制限買入制度の廃止（民間流通を基本）
- ・ 麦の需給見通しの策定とこれに基づく国内生産・輸入・備蓄の円滑な実施（国家貿易は維持）
- ・ 外国産麦の標準売渡価格の廃止と輸入価格の変動を反映する売渡方式の導入